

## 法律科目試験問題（刑事訴訟法） 配点 50 点

〔第1問〕 次の用語について、関連する刑事訴訟法等の条文に言及しつつ、150字程度でその意味を説明しなさい。（配点30点）

- ① 再逮捕
- ② 接見禁止処分
- ③ 同意書面

〔第2問〕 次の設例中の警察官Pの活動の適法性について検討しなさい。（配点20点）

T警察署地域課に所属する警察官（司法巡查）Pは、2016年9月25日午前7時ころ、自転車でT市内を巡回していたところ、背後で「ドロボー、誰か捕まえて！」という女性の声を聞いた。Pがその声を聞いて後ろを振り返ると、黒っぽい服を着て短髪で、黒色サングラスをかけた男性がPの方へ走って来るのが見えた。Pは、その様子から男性がひったくりの犯人ではないかと考え、Pの横をすり抜けてT駅の方向へ走っている男性に「ちょっと止まれ。」と声をかけながらその左袖をつかんで引き留めようとした。しかしこれによってPは男性に自転車ごと引きずられるような形になり、Pと男性はともに転倒した。

Pは、男性の左袖をつかんだまま立ち上がらせ、事情を聴くことにしたが、その時にはすでにPらの周囲には人だかりができていた。また人だかりの中からPの方に近づいてきた中年女性が「お巡りさん、おおきに。その人が私のバッグをひったくったんや。」と告げた。そこで、Pはこの女性にも事情を聴く必要があると考え、その場から100メートルほど先にあるT駅前交番まで2人を同道することとした。その途中、男性は「電車に乗り遅れそうになって走ってただけや。オバはんのバッグなんか知らん。」と話し、実際男性は手に何も持っていないかった。

T駅前交番に到着後、Pが2人から事情を聴いたところ、女性は、バッグをひったくられて、とっさに「ドロボー」と声を上げたものの、犯人の顔を見たわけではなく、Pが引き留めた男が犯人と身長と髪型が一致するだけであったことが判明した。しかし、Pは男性が犯人であって、盗ったバッグから金目のものだけを抜き取って投棄した可能性もあると考え、男性に所持品を見せるように指示した。しかし男性は、「そんな義務はないはずだ。」と述べて所持品を見ることを拒否し、交番を出ようとした。そこでPは、「犯人でないなら、調べさせてくれ。」と言しながら男性の右肩に手を置いて引き留め、同時に左手で男性の上着の左ポケットを探ったところ、ポケットの中から現金2万円とレシートが出てきた。そのレシートを見た女性が「昨日行ったスーパーのレシートに間違いない。」と申し立てたため、Pは男性を窃盗の犯人として逮捕するとともに、上着の左ポケット以外の場所も調べた。しかし、男性はズボンのポケットに小銭数百円を持っていただけで、他に女性が所持していたものを発見することはできなかった。